

事務連絡  
平成23年9月29日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る執務資料  
の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考  
としてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の消防本部等（消防本  
部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対  
し、この旨周知いただくようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課 児玉、石倉

電話：03-5253-7523

E-mail:[t2.ishikura@soumu.go.jp](mailto:t2.ishikura@soumu.go.jp)

## 「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る Q &amp; A

## 【全体的事項】

問 1 本事業の目的は？

答 1 一般に販売されている住警器は音による警報を発するものが多く、聴覚障がい者の方には覚知が困難であることや、光警報器等の流通価格も高額となっていること等から、聴覚障がい者世帯での推定設置率は約 2% と極めて低い状況になっています。そのため、本事業は、低所得の聴覚障がい者の方を対象に光警報器等の補助警報装置を付属した聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器（以下「住警器」といいます。）の無償給付等を行うことで、聴覚障がい者世帯における普及率を向上させ、住宅火災による死者の削減に資することを目的としています。

問 2 平成 21 年度補正予算で行った「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」事業との手続きの違いは？

答 2 平成 21 年度の事業は、消防庁で一括調達した無線連動型の住警器を関係法令に基づく手続きや議会の議決等によって譲与するというものでしたが、今回の事業は事業主体が調達したものを直接支援対象者の方に給付するため、物品譲与の手続き等は必要ありません。

問 3 消防予第 367 号による調査の趣旨は？

答 3 本事業を円滑に進めるには、支援対象者の把握・確定を行い、各支援対象者に対する効果的な周知や普及支援をすすめ、多くの住警器の無償給付等を行うことが必要であると考えています。そのためには、生活保護世帯及び身体障がい者に関する情報を突合する等、行政機関で把握している情報の活用を図ることが有効と考えていますが、突合等の作業等には福祉部局（生活保護関係、障がい者関係）に一定の労力が必要となると想定されるとともに、これらの情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や、各市町村等で定められている個人情報の保護に関する条例等で管理され、活用の際に制限がある場合などが想定されます。

本調査は、各市町村において把握している生活保護世帯及び身体障がい者に関する情報の活用可否について把握するとともに、仮にこれらの情報の突合作業を行うとした場合、どれだけの労力を必要とするのかを見積もることで、消防庁が事業主体に対し、地域に応じた効率の良い周知方法を取るよう指示するとともに、消防庁としても効果的な支援ができるよう検討を図るために行うものです。

問 4 事業主体とは何を指すのか？

答 4 法人企業を想定しています。

問 5 交付要綱と公募要綱の関係は？

答 5 「住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱」（交付要綱）は、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金を事業主体に交付するためのもので、消防庁と事業主体となる法人企業との間の事務手続き等を定めたものです。また、「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業公募要綱」（公募要綱）は、事業主体となる法人を公募する条件等を定めたものです。公募要綱により事業主体を公募し、審査の結果 1 者を採択した後、交付要綱により消防庁から事業主体に対して補助金を交付することとなります。

問6 公募に係る今後のスケジュールは？

答6 9月29日に公募要綱を公表し、事業主体の公募手続きを開始し、11月下旬頃に事業主体を決定する予定としています。

問7 事業の途中で予算がなくなった場合はどうなるのか？ また、今回の事業終了後、同様の事業を行うことは予定しているのか？

答7 予算がなくなった時点で事業は終了となります。なお、現時点において、今回の事業終了後は、同様の事業を行う予定はありません。

### 【支援対象者関係】

問8 身体障害者手帳（聴覚障がいに限る）を所持する障がい者であれば等級は問わないのか？

答8 問いません。

問9 支援対象者の定義にある「同等以上の障害を有する者」はどのような者をいうのか？

答9 住警器の給付申請時点において障害者手帳申請中の方をいいます。この場合、障害者手帳交付後に、聴覚障がい者対応型住警器の設置工事を実施することを考えています。申請中の方かどうかを判断するため、事業主体から福祉部局（障がい者関係）に問い合わせを行うこととなります。

問10 生活保護受給者については「申請中の者」は含まれないのか？

答10 含まれます（住警器の給付申請時点で生活保護申請中の場合、本事業への給付申請を行うことができます。）。この場合、生活保護の受給決定後に、聴覚障がい者対応型住警器の設置工事を実施することを予定しています。申請中の方かどうかを判断するため、事業主体から福祉部局（生活保護関係）に問い合わせを行うこととなります。

問11 判断基準日が示されていないが、いつの時点をもって判断されるのか？

答11 判断基準日は給付申請者が給付申請を行った日になります。給付申請者がその時点において支援対象者としての条件に合致するかどうかで判断することとなります。

問12 支援対象者の条件ウにある、「イの聴覚障がい者が居住する住宅に、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器が未設置であること。」とあるが、いつ、どうやって判断するのか？

答12 事業主体が申請を受け付けた際に、給付申請者からの申出内容により判断する予定です。実際に未設置かどうかは、設置工事の際に現地確認を行い、「未設置」であることが確認できた場合に限り住警器の設置工事を行う予定です。

問 13 支援対象者であることを証明する書類とは何を指すのか？

答 13 公募要綱の別紙2「審査等の手順」にも記載していますが、申請時に以下の書類の提出を求める予定です。

- (1) 生活保護受給者であることを確認できる文書又はその写し（様式問わず）（生活保護受給の申請中である場合には、申請書類等の写し）
- (2) 聴覚障がい者であることを確認できる文書又はその写し（聴覚障害者手帳の交付申請中である場合には、申請書類等の写し）
- (3) 支援対象者が属する世帯に聴覚障がい者が含まれることを確認できる文書又はその写し
- (4) (1) の者が居住する住宅の寝室に聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器が未設置であることの申出
- (5) 本事業における個人情報の取扱いに関する同意書

問 14 生活保護受給者であることを証明する書類とは具体的にどのようなものをいうのか？

答 14 「決定通知書」をいいます。ただし紛失した場合の再発行の手続きはなく、また、それ以外に証明書に代わるような書類がないため、実際に申請を行う際は、福祉事務所による任意の証明書もしくは、申請書類に証明をする旨を記載できるようにする予定です。

問 15 公募要綱 4（4）ウに「支援対象者の住宅等への訪問を行う際には、原則として公的主体（市町村福祉部局又は消防本部）の立会いを受けるものとし」とあるが、訪問する場合は、毎回立会う必要があるのか？

答 15 公的主体の立ち合い無しに事業主体が支援対象者の住宅等への訪問を行うことで、トラブル等が発生することが想定される場合においては、必ず公的主体の立ち合いを受ける等の配慮を行うよう、事業主体に求めるため記載したものです。このため、申請対象者の方の希望等により、立会う必要がないと判断できる場合においては、立会いを強制するものではありません。

問 16 申請（申請書）様式はいつ示されるのか？

答 16 具体的な様式は、事業主体の決定後に調整のうえ、通知する予定です。

問 17 申請は誰に対して行われるのか？

答 17 事業主体に対して申請を行うこととなります。なお、送付先や申請期間等具体的な事項については、事業主体の決定後、調整のうえ通知する予定です。

## 【調査方法関係】

問 18 調査基準日が示されていないが、いつの時点をもって回答すべきか？

答 18 確認した時に条件に合うかどうかで回答願います。

問 19 今回の報告によって支援対象者が確定されるのか？

答 19 確定するものではありません。正式な申請に関する手続き等については、事業主体決定後、通知します。

問 20 支援対象者の数を把握できたかの調査内容があるが、支援対象者となるべき人の承諾や、申請する意向があるかの確認は必要か？

答 20 必要ありません。

### 【設置機器関係】

問 21 設置する機器の仕様については、基準があるのか？

答 21 公募要綱の別紙 3 に聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の仕様・設置基準の考え方を示しています。内容は、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書～聴覚障がい者に対応した火災警報設備の検討～（平成 23 年 3 月）」の第 4 章 4. 2②ア（ウ）及び参考 6 の内容に沿った仕様とすることとしています。

問 22 設置工事については誰が行うのか、また、消防本部等が立ち会う必要はあるのか？

答 22 工事については、事業主体が行います。必ずしも消防本部等が設置工事に立ち会う必要はありませんが、設置状況の確認や、支援対象者の方に対する防火指導と併せて工事を行う場合は、支援対象者の方に負担のないような配慮（立会い、検査、防火指導を同日で行う等）をお願いします。

問 23 設置状況の確認は行う必要があるのか？

答 23 事業主体から報告された「個別完了報告書」により設置状況の確認をお願いします。「個別完了報告書」による設置状況の確認方法等については、事業主体決定後、通知する予定としています。

問 24 支援の対象となる機器は何か？また、支援対象とならない機器を要望された場合は？

答 24 支援対象となるのは、公募要綱の第 2 「設置基準」に定める機器となります（条例で設置が義務付けられている場所以外の場所に設置する場合や、基準外の機器（例えば、臭気で知らせるタイプのもの）については、支援対象となりません。）。なお、今回の事業の対象とならない場合であっても、障害者自立支援法に基づき市町村で実施している「日常生活用具給付等事業」において対象としている場合もあり得るため、福祉部局（障がい者部著）へ確認するとともに、「日常生活用具給付等事業」において対象としている場合にあっては、その旨支援対象者に紹介を行う等の連携を図るようお願いします。

問 25 1 の住宅に複数の支援対象者が居住している場合で、寝室が別の場合はそれぞれに設置して良いのか？

答 25 差し支えありません。

問 26 盲ろう者の住宅に設置する機器の考え方は？

答 26 光警報器を設置しても覚知が困難であるため、公募要綱の別紙 3 に、振動で警報を発する補助警報装置（ピローシェーカー等）を設置する設置基準を示しています。

問 27 すでに類似の事業を市町村独自で行っており、すでに設置しているものに追加する形で、本来なら支援の対象とならないものを設置する場合は支援を受けることは可能か？

【例 1】①住警器、②光警報装置、③戸外ブザーのうち、費用上限の関係から市町村事業で、①住警器+③戸外ブザーを設置した場合があります、この支援対象者が②光警報器を希望したら支援は受けられるのか？

【例 2】①住警器、②光警報装置、③戸外ブザーのうち、費用上限の関係から市町村事業で、①住警器+②光警報装置を設置した場合があります、この支援対象者が③戸外ブザーを希望したら支援は受けられるのか？

答 27 可能です。なお、既に自治体で給付事業を開始しており、機器の指定ができる場合は【例 1】、【例 2】以外の場合であっても、支援を受けることができる場合がありますので、消防庁予防課まで相談下さい。

## 【その他】

問 28 既に全国的な義務化の時期を過ぎており、法令を遵守した世帯が自己負担している一方で、法令を遵守していない未設置の世帯が補助を受けられるというのは不公平ではないか？設置期日を守り自己負担で設置している人への補償はあるのか？

答 28 補償は予定していません。問 1 に示す事業趣旨によりご理解下さい。

問 29 支援対象者へ周知する際の郵送費等は誰が負担するのか？

答 29 公募要綱 4 (4) イにより、事業主体が負担することになります。

問 30 消防本部等や市町村等で事業周知を行う際の支援対象者とのコミュニケーションはどうやってとるのか？

答 30 筆談もしくは支援対象者の方が普段からコミュニケーションをとっている手話通訳者・要約筆記者（以下、「専門スタッフ」という。）を通じてコミュニケーションを取って下さい。

専門スタッフの派遣に係る費用は、事業主体へ交付した補助金から負担します。支払いにかかる手続きは事業主体と専門スタッフの間で行います。

専門スタッフの派遣費用は、正式な申請を受け付けした後、もしくは申請書を記載するための支援の段階で必要な場合に本事業にかかる補助金からの負担とします。

問 31 事業期間終了後はどのような支援体制になるのか？

答 31 特別な支援体制は考えておりません。機器の故障については、メーカー対応とします。

問 32 東日本大震災の被災地では、周知することも困難な状況だが、どのように進めていけば良いのか？

答 32 関係行政機関、関係団体等と調整し被災地域以外と比べ不公平な給付にならないよう特に調整を行うこととし、JDF 東日本（東北関東）大震災被災障害者総合支援本部と消防庁、事業主体及び地元消防本部等の間で連携を図る必要があると考えています。

問 33 申請状況が芳しくない場合は、周知方法の検証等を行うのか？

答 33 申請受付開始時点から半年後を目途に適正かどうかを検証する予定です。

問 34 全体スキームの中に本事業に関連して住宅用火災警報器設置に合わせた住宅防火対策の指導とあるが、必ず実施しなければならないのか？また、指導のための資料等は配付されるのか？

問 34 本事業の機会を捕えて、住警器により早期覚知した後の対応（初期消火や通報）等について指導することが効果的であると考えますが、この機会に指導を行うか否かは消防本部等の判断となります。また、指導のための資料等の配布は予定しておらず、指導に際しては、各消防本部等で使用しているリーフレット等を適宜活用して下さい。なお、住警器の取扱い等に関するリーフレットは事業主体で作成し、事業主体から説明を行う予定です。